

第3章 我が国における産業連関表作成事業の沿革

1 我が国における産業連関表の作成状況

我が国の行政機関による産業連関表は、経済審議庁（後の経済企画庁、現在の内閣府）、通商産業省（現在の経済産業省）等が、それぞれ独自に、昭和26年を対象年次とする試算表を作成した後、昭和30年を対象年次とするもの以降は、関係府省庁の共同事業として作成している。

昭和26年表以降、前回の平成17年表までの作成状況や主な変更点については、以下のとおりである（表4-3-1を参照。平成23年表における変更等については、第1部第3章を参照）。

(1) 昭和26年（1951年）表

日本の行政機関が作成する産業連関表は、昭和26年を対象年次として経済審議庁及び通商産業省が、それぞれ独自に作成し、昭和30年に試算表として公表したものを嚆矢とする。

また、農林省（現在の農林水産省）も同時期に農林部門を中心とする簡易表を作成している。

しかし、経済審議庁が作成した産業連関表が国民経済計算に対応した9部門表であったのに対して、通商産業省のそれは182部門という大型の表であったことが示すように、両表は、同じように全産業を対象にしたものでありつつも、それぞれ別個の分類、概念及び推計方法によって作成されたものであり、両表の間には少なからぬ計数上の隔たりが見られた。

このため、行政管理庁（後の総務庁、現在の総務省）の諮問機関である統計審議会から、整合性のとれた産業連関表を関係省庁において統一的に作成することが望ましい旨の答申が行われた（昭和30年6月30日。後記2(2)を参照）。

(2) 昭和30年（1955年）表

昭和26年表が作成、公表されて以降、経済企画庁が昭和28年（1953年）表及び昭和30年（1955年）簡易表を作成し、通商産業省が昭和29年（1954年）簡易延長表及び昭和30年（1955年）予備表等を作成するなど、産業連関表が実験段階から実用の段階へと移行するにつれて、新しい年次を対象として、より精度の高い産業連関表を作成することが強く要請されることとなった。このような気運は、前記(1)記載の昭和30年6月30日の統計審議会答申の趣旨と相まって各省庁の統一的な予算要求として具体化した。また、昭和32年3月には、関係省庁による打合せ会議を開催し、共同で産業連関表を作成するとの方針を決定した。

これを受けて、昭和32年度において、行政管理庁、経済企画庁、農林水産省、通商産業省及び建設省（現在の国土交通省）の5省庁と集計、製表を担当する総理府統計局（後の総務庁統計センター、現在の独立行政法人統計センターに該当する部署）を加えた6府省庁の担当者からなる作業部会（後の産業連関幹事会）が組織され、部門分類の設定及び概念・定義、国内生産額等の評価方法、基礎資料の利用可能性等について検討を行った。その結果を踏まえて、昭和33年4月から本格的に共同事業体制による作成作業を開始した。

作業は、昭和33年度及び34年度にわたって行ったが、作業の開始に際して、対象年次を昭和30年とすることとした。これは、

- ① 作業が開始された昭和33年当時において、利用可能な最新の基礎資料の大部分は、昭和30年のものであったこと

- ② 昭和30年の経済状況が比較的安定したものであったこと
- ③ 国民所得統計や各種の経済指数の基準年次が昭和30年となる見込みであったことなどによるものである。

そして、2か年度にわたる作業の結果として、昭和35年6月に一次表を、翌36年6月には最終表をそれぞれ公表した。

(3) 昭和35年(1960年)表

昭和30年表は、各府省庁の共同作業による最初の産業連関表となったが、作成当時においては、その後も継続して作成することは必ずしも考えられていなかった。

しかし、昭和30年表には、国民経済計算の主要勘定である国民所得統計との整合性、部門分類の在り方等について、なお改善すべき点があった。また、その後における技術革新等に伴う産業構造の変化には著しいものがあり、当時の所得倍增計画の検討資料等としても必要とされるなどの事情が生じ、新たな年次の産業連関表の作成が強く要請されることとなった。

このような状況を背景として、昭和35年表の作成に関する統一的な予算要求が認められると同時に、昭和35年表以降においても、5年ごとに関係省庁による共同事業として産業連関表を作成するという現在のような体制が確立された。

昭和35年表の作業は、昭和37年度及び昭和38年度の2か年度にわたる継続事業として実施した。その際、総理府統計局が担当していた機械による集計、製表を通商産業省が受け持つこととなったほか、昭和30年表の作成に当たった省庁に加えて、新たに運輸省(現在の国土交通省)及び労働省(現在の厚生労働省)が参加し、7省庁の共同事業体制によって進めることとなった。

作成に当たっては、昭和30年表の経験を踏まえ、将来、長期にわたって使用可能な枠組みとなるようにするため、学識経験者及び関係省庁の協力の下に、詳細な検討を行った。その結果、国民経済計算とより一層整合性のとれた産業連関表のフレームが作成されることとなった。また、部門分類と概念・定義の在り方についても、長期の時系列比較や国際比較性の面から基本的な改善を加え、原則として、日本標準産業分類及び国際標準産業分類に準拠した部門分類を採用することとなった。

(4) 昭和40年(1965年)表

昭和40年表は、国民経済計算の基準としての体系が確立された昭和35年表に続くものであり、なお残された問題について改善を図ったほかは、時系列分析が損なわれないようにするために、基本的なフレームの変更は行わず、その後の新産業や成長産業の出現等の変化に対応した部門の新設・分割・統合等を行うこととなった。

推計結果の公表は、昭和44年7月に行い、利用方法の高度化等に伴い、基本分類による取引基本表を初めて発表した。

また、昭和40年表の公表後、昭和35年表との時系列比較のため、初めて、接続産業連関表(「昭和35年(1960年)－40年(1965年)接続産業連関表」)を作成・公表した。

表4-3-1 我が国における産業連関表の作成状況

対象年次	昭和26年	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年表
基本分類 部門数	9×9 経済審議庁 182×182 通商産業省	310×278	453×339	447×341	541×407	554×407	541×406	529×408	527×411	519×403	517×405	520×407
公表年月	昭和30年 7月	昭和36年 6月 (一次表: 昭和35.6)	昭和39年 5月	昭和44年 7月	昭和49年 1月 (速報: 昭48.7.5)	昭和54年 1月 (速報: 昭53.6.30)	昭和58年 12月 (速報: 昭58.6.21)	平成元年 2月 (速報: 昭63.10.14)	平成6年 3月 (速報: 平5.10.26)	平成11年 3月 (速報: 平10.9.22)	平成16年 3月 (速報: 平15.8.29)	平成21年 3月 (速報: 平20.8.25)
作成担当機関	経済審議庁 通商産業省 (農林省)	行政管理庁 経済企画庁 農林省 通商産業省 建設省 総理府統計局(集計、製表)	行政管理庁 経済企画庁 農林省 通商産業省 運輸省※ 労働省※ 建設省	同左	同左	行政管理庁 経済企画庁 大蔵省※ 文部省※ 厚生省※ 農林省 通商産業省 運輸省※ 郵政省※ 労働省 建設省	同左 (農林省は昭和53年7月に改称され、農林水産省となった。)	同左 (行政管理庁は昭和59年7月に改組され、総務庁となった。)	同左	同左	総務省 内閣府 金融庁 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省※	同左
主な改正点等	・我が国の行政機関としての初めての産業連関表	・各省庁共同事業による初めての産業連関表	・生産者実際価格評価方法を採用 ・日本標準産業分類に準拠した分類の採用 ・機械による集計・製表を通商産業省が担当	・基本分類による取引基本表を初めて公表 ・接続産業連関表(昭和35-40)を初めて作成	・国際標準産業分類の改訂への対応 ・68SNAへの対応 ・固定資本マトリックス・雇用マトリックスを新たに公表	・68SNAに依り、基本分類に「生産活動主体分類」の機能も付与	・機械による集計・製表を行政管理庁が担当	・日本標準産業分類の改定に対応した部門分類の設定	・サービス業の推計方法の改善 ・物品賃貸業を「所有者主義」で統一	・93SNAへの対応 ・日本標準産業分類の改定(平成5年10月)に対応した部門分類の制定	・93SNAへの対応 ・経済構造の変化を的確にとらえるための部門の見直し	・情報通信関連部門の再編

(注) 作成担当機関欄の「※」は、その年の表から新たに参加した機関である。

(5) 昭和45年(1970年)表

昭和45年表の場合も、基本的には前回表である昭和40年表のフレームを踏襲しつつ、その後、国際標準産業分類の改訂(1968年)や68SNAの提示があったため、これらに対する部門分類等の取扱いの面で改善を行った。

また、付帯表として、これまで作成していたものに加えて、固定資本マトリックス及び雇用マトリックスを、新たに作成した(昭和55年表以降に作成される自家輸送マトリックスの前身となる自家用自動車輸送表についても、大きく区別で作成したが、昭和50年表では作成していない)。

(6) 昭和50年(1975年)表

昭和50年表の大きな特徴は、68SNAの提唱に基づき、基本分類に「生産活動主体分類」の機能を持たせたことである。つまり、基本分類を、①政府サービス生産者、②対家計民間非営利サービス生産者、③産業の三つに分割し、これに伴い、特に政府サービス生産者については、従来、生産活動とはみなされていなかった部分を含めて内生部門に格付けた。これに合わせて、政府サービス生産者については、産業連関表独自のものとして、「公務」及び「非公務」の区分を設け、それぞれに対応した取扱いを行うこととした。

なお、昭和50年表の作成に当たって、新たに大蔵省（現在の財務省）、文部省（現在の文部科学省）、厚生省（現在の厚生労働省）及び郵政省（現在の総務省）の4省が加わり、それまでの7省庁の共同事業体制から11省庁による体制となった。

(7) 昭和55年（1980年）表

昭和55年表は、前回の昭和50年表と比較して、国内生産額の増減等に伴う部門の分割等のほかには、特に大きな変更はない。

なお、それまで通商産業省が受け持っていた機械による集計、製表の作業を、行政管理庁が行うこととなった。

また、結果の公表については、計数が確定した段階で、印刷物による公表を待たずに、磁気テープの提供による公表を行うこととなった。

(8) 昭和60年（1985年）表

昭和60年表では、昭和55年以降、我が国の産業構造がかなりの速さで変化していること及び日本標準産業分類が昭和59年1月に全面改定され、昭和60年4月から施行されたことに伴い、製造業部門を中心に、表の作成及び利用の両面を考慮して、大幅な部門分類の変更を行った。

また、基本分類に付されている分類コードについて、「その他の〇〇」部門の場合には、5桁目と6桁目を「09」に、修理部門の場合には、5桁目と6桁目を「10」にするなどの見直しを行った（ただし、基本分類から統合大分類までの一貫した分類コードの見直しについては、平成23年表において行った。第1部第3章6(3)を参照）。

(9) 平成2年（1990年）表

平成2年表では、昭和60年表を基本としつつ、特にサービス部門の分割、部門の新設等を行うとともに、サービス業に関する推計基礎資料を充実させるなど、サービス業部門の推計方法の改善を図った。

物品賃貸業については、従来の原則である「使用者主義」による推計を、すべて「所有者主義」による推計に改めるとともに（付録第1章10(6)イを参照）、自家活動部門の見直しを行った（付録第1章10(5)イ(ア)を参照）。

また、平成元年から導入されて間もない消費税の納税額については、「営業余剰」の範囲に含めた。

(10) 平成7年（1995年）表

平成7年表では、基本的なフレームは従前を踏襲しつつ、93SNAの勧告の趣旨を踏まえた対応と日本標準産業分類の改定（平成5年10月）に対応した部門分類の設定を行うとともに、平成2年表に引き続きサービス部門の拡充と推計基礎資料の充実を図った。

また、生産活動主体分類の一つである「政府サービス生産者」の内訳項目として設けていた「非公務」の区分について、「非公務＝民間」との誤解が生じ得ることを踏まえ、「準公務」に変更したほか、消費税の納税額について、「間接税」に含めて表章する方式に変更した。

(11) 平成 12 年（2000 年）表

平成 12 年表では、平成 7 年表を基本としつつ、経済構造の変化を的確にとらえるため、「介護」、「再生資源回収・加工処理」の部門の新設など、部門の見直しを行うとともに、93 SNA の勧告の趣旨を踏まえた対応を行った。

また、平成 13 年 1 月の中央省庁の再編及び環境省の共同事業への参加により、10 府省庁の共同事業体制となった。

(12) 平成 17 年（2005 年）表

平成 17 年表では、平成 12 年表と大きな変更はないが、情報通信の高度化に伴い、情報通信に関する部門及び情報関連の製造業に関する部門の再編等を行った。

2 産業連関表に関連する統計審議会及び統計委員会への諮問及び答申

統計行政を行う上での諮問機関である統計審議会（平成 19 年 9 月 30 日まで）及び統計委員会（平成 19 年 10 月 1 日以降）に対して付議された産業連関表関連の案件は、次表のとおりであり、それぞれの諮問文及び答申文は、(1)～(5)のとおりである（諮問及び答申文中の用字及び送り仮名については、原文のままである。）。

[統計審議会]

諮問番号	件名	諮問日	答申日
17	インプット・アウトプット表の推計の実施について (答申時は、「産業連関表の推計の実施について」)	昭 28. 7. 16	昭 28. 11. 20
21	政府が行う産業連関表の作成について	昭 29. 4. 9	昭 30. 6. 30
90	昭和 30 年産業連関表と国民所得統計の間の調整について	昭 37. 8. 31	(答申なし)
118	経済計算の新体系について	昭 42. 10. 17	昭 43. 1. 19

[統計委員会]

諮問番号	件名	諮問日	答申日
26	産業連関表の基幹統計としての指定について	平 22. 5. 21	平 22. 6. 18

(1) 産業連関表の推計の実施について

昭和 28 年 7 月 16 日
諮問第 17 号 インプット・アウトプット表の推計の実施について
貴会の御審議をお願いしたい。
理 由
近年主要国の政府機関においてインプット・アウトプット表の推計（又は産業連関の研究）が行われ、既に発表を見たものも少ない。（英・米・和・諾・丁等） 我が国政府としてもこの推計に着手することを適当と考えるので、この作業の性質に鑑み、学識経験者及び各省の統計調査機関から専門委員を選出し、推計の企画及び運営を図る必要がある。 これが諮問の理由である。

昭和 28 年 11 月 20 日

諮問第 17 号の答申
産業連関表の推計の実施について

統計審議会に政府の行政機関が行う産業連関表作成のための研究、連絡及び調整を目的とする部会を設置し、委員は学識経験者と各省担当官を以て構成することが妥当である旨を答申する。

(2) 政府が行う産業連関表の作成について

昭和 29 年 4 月 9 日

諮問第 21 号
政府が行う産業連関表の作成について

右の件について御審議をお願いしたい。

理 由

政府が産業連関表を作成するについて、これらを如何に研究し連絡、調整を行うべきかの方途を得たい。これが諮問の理由である。

昭和 30 年 6 月 30 日

諮問第 21 号の答申 (一)
政府が行う産業連関表の作成について

経済審議庁及び通商産業省の両省が、別個に作成した昭和 26 年の産業連関表は両省の数字の間に若干の差異が認められる。

これは主として部門分割、定義及び推計方法が異なることに因るものであり、早急に両省の調整を行うことは困難である。

しかしながら、両者は試算の段階にあるので、この表を試算として一般の利用に供することは差支えないと思われる。

なお、今後、産業連関表について一層研究を進め、統一された方針に基いて新たな産業連関表が完成されることが望ましい。

(注) (二) 以降の答申はなされていない。

(3) 昭和 30 年産業連関表と国民所得統計の間の調整について

昭和 37 年 8 月 31 日

諮問第 90 号
昭和 30 年産業連関表と国民所得統計の間の調整について

標記について、貴会の御審議を得たい。

理 由

産業連関表と国民所得統計とは本来斉合すべきものであるが、昭和 30 年の推計には若干の不斉合が認められるので、昭和 35 年産業連関表および将来の産業連関表の作成にあたり、産業連関表の概念、推計方法ならびに推計結果を最善にするため、まず上記両勘定の調整について検討する必要がある。

(注) 諮問に対する答申は行われていない。

(4) 経済計算の新体系について

昭和42年10月17日

諮問第118号
経済計算の新体系について

きたる第15回国際連合統計委員会において採択が予定されている“A System of National Accounts and Supporting Tables”(SNA)の改訂に関する問題について、貴会の御審議を得たい。

理 由

SNAの改訂について、1964年12月に国際連合において専門家会議が行なわれて以来各種の国際会議等を通じて検討が重ねられてきたが、きたる第15回統計委員会における採択を目途として各国に最終案が提示されており、わが国としてもこれに関する今後の態度を取りまとめるべき段階にあるので、わが国の経済計算諸統計の実情および問題点を勘案して、これを総合的に検討する必要がある。

昭和43年1月19日

諮問第118号の答申(一)
経済計算の新体系について

SNA改訂案の採択が予定されている第15回国際連合統計委員会の期日を目途として現段階における同改訂案を検討した結果、さしあたって以下の結論を得たので答申する。なお、SNA改訂案はぼう大かつ精ちであつてさらに詳細に技術的検討を加えるべき問題点が多く、また同案採択後においても計数の国際連合への報告様式、国民貸借対照表、所得分布等の問題その他について国際的にわが国の意見を表明すべき機会があると予想されるので、今後もひき続き、SNA改訂案(採択後にあつては新SNA、以下同じ)の審議を行なう予定である。

1. 国際会議における発言、国際連合機関からの照会に対する回答その他を通じて必要がある場合、今回の改訂に関して、わが国の表明すべき基本的意見ないし態度は、現段階においては、別紙の趣旨によることが望ましい。
2. わが国の国民所得統計、産業連関表、資金循環表等の経済計算諸統計に関しては、今回のSNAの改訂に伴いさしあたって変更を加えることを考慮することなく、十分な期間をかけてSNA改訂案の内容および諸外国の経済計算の動向について詳細な検討を行なつたうえ、慎重にその方向を定めることが望ましい。
3. 経済計算諸統計の整備ないし改善のためには、基礎統計資料の問題が重要であるので、今後経済計算の基礎資料としての観点から、わが国の統計体系について、根本的な検討を加えることが望ましい。

(別 紙)

今回のSNA改訂に関する現段階における
わが国の基本的意見および態度

SNA改訂案を国民経済計算の整備と統合化の基本的方向を示すガイドラインとして高く評価し、この限りにおいて、国際連合統計委員会における同案の採択に賛成するものとする。

しかし、同案の具体的詳細および今後の統合化の方法に関しては、理論面および実際面ともに問題が多

いので、各国における推計の可能性ならびに分析上および政策上の利用度を考慮しつつ、ひき続き慎重に検討を進めてゆく必要を主張するものとする。

特に、改訂後の新SNAにもとづく国際連合への報告様式の設定に関しては、各国の統計事情や経済の発展段階に照らして、報告の可能性、有用性および現行の報告様式との継続性の観点から、その内容、頻度および実施のスケジュールについて、十分に時間をかけ、詳細に検討をつくす必要を、強調するものとする。

(注) (二) 以降の答申はなされていない。

(5) 産業連関表の基幹統計としての指定について

平成22年5月21日

諮問第26号

産業連関表の基幹統計としての指定について（諮問）

標記について、別紙の理由により指定するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第7条第1項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

（別紙）

諮問の概要

（産業連関表の基幹統計としての指定について）

1 産業連関表（下記注参照）は、財・サービスの生産に関するフローの面を対象として、生産と需要について、経済を構成する多数の部門間の相互関連として把握するものであり、当該把握を通して、生産活動における産業相互の連関構造（中間投入）、生産活動と最終需要面（消費、投資、輸出等）・付加価値面（賃金、利潤等）との関連といった国の基本的な経済構造を明らかにしている重要な加工統計である。産業連関表は、年次経済財政報告等国の経済見通しや各種経済政策・計画の作成、個別施策の経済波及効果分析等に広く用いられているほか、国民経済計算等の各種経済統計や地方公共団体が作成している地域産業連関表の基礎データにもなっている。

（注）「産業連関表」とは取引基本表を指し、係数表及び付帯表は産業連関表に含まれない。

2 また、産業連関表は、そこから導出される投入係数、逆行列係数等の各種係数を利用することにより、消費、投資、輸出などの最終需要の変化が各産業の財・サービスの生産に及ぼす影響などを計数的に明らかにすることが可能である。このため、産業連関表は、民間企業における関係業界の動向の将来予測、シンクタンクにおけるイベント事業の経済波及効果の算出等にも幅広く用いられている。

3 さらに、産業連関表は、国際連合が示している国民経済計算体系において、それを構成する5つのサブシステムの1つに位置づけられており、原則として、国際連合のガイドラインに準拠して作成していることから、基本的に国際比較可能性が確保されている。このため、我が国の産業連関表はOECD（経済協力開発機構）が構築している産業連関データベースに登載され、国際機関や各国の政府、研究機関等において各国の産業構造の比較等に広く利用されている。

4 こうしたことから、産業連関表は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項第3号の基幹統計の3要件のうち、同号イの「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統

計」については上記1の点により、同号ロの「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」については上記2の点により、同号ハの「国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計」については上記3の点により、いずれの要件にも該当するものと考えられる。

5 なお、産業連関表の重要性にかんがみ、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）においても、新たに基幹統計として整備する統計の一つに掲げられているところである。

6 以上の理由から、産業連関表を基幹統計に指定することとしたい。

平成22年6月18日

諮問第26号の答申

産業連関表の基幹統計としての指定について

本委員会は、産業連関表の基幹統計としての指定について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1. 指定の適否 産業連関表については、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第2条第4項第3号の基幹統計の要件に該当しているため、基幹統計として指定することは適当である。

2. 理由 産業連関表は、生産活動における産業相互の連関構造及び生産活動と最終需要面・付加価値面との関連という国の基本的な経済構造を明らかにしている重要な加工統計である。このため、産業連関表は、国の経済見通し等の作成及び国民経済計算等の各種経済統計の作成のための基礎データになっているほか、シンクタンクによるイベント事業の経済波及効果分析等に広く用いられている。

また、産業連関表は、国際連合が示している国民経済計算体系のガイドラインに準拠して作成され、基本的に国際比較可能性が確保されているため、国際機関等において各国の産業構造の比較等に広く利用されている。

このように、産業連関表は、全国的な政策の企画立案・実施の上で特に重要な統計であり、民間における意思決定等にも広く利用され、国際比較を行う上でも特に重要な統計と位置づけられ、法第2条第4項第3号の基幹統計の要件に該当するものと考えられる。

したがって、産業連関表を基幹統計として指定することは適当である。

